

名古屋市保存樹の指定について

都市化により緑が失われつつある中で、市内にある名木や古木を保存樹として指定することにより、都市の美観風致を維持し、市民の皆さまの御協力のもとに、貴重な緑を未来へ引き継ごうとする制度です。

 **保存樹とは**  保存樹には以下の2種類があります。

(I)「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」によるもの（保存樹）

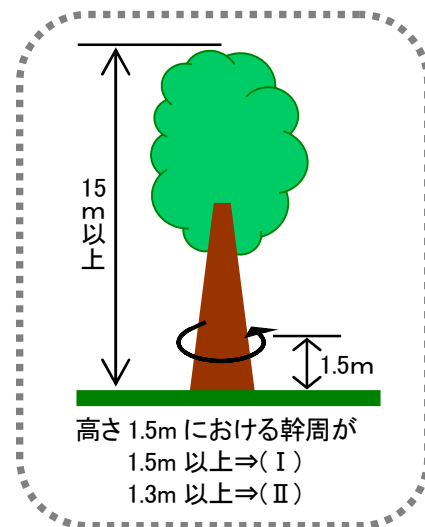
次のいずれかに該当し、健全で、かつ樹容が美観上特に優れていること

- 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上
- 高さが15m以上
- 株立ちした樹木で高さが3m以上
- はん登性樹木で枝葉の面積が30 m²以上

(II)「緑のまちづくり条例」によるもの（保存樹木）

次のいずれかに該当すること

- 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.3m以上1.5m未満であり、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れている
- 歴史的、文化的又は自然的価値を有し、かつ、その保存及び継承が重要と認められるもの



※「緑のまちづくり条例」では、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」によって指定される保存樹より小さな樹木についても保存樹に指定できるように定めています。

※指定については名古屋市による審査があります。全ての樹木が指定されるわけではありませんのでご留意下さい。

保存樹への助成

1. 保存樹の枯損の防止及び病虫害の駆除等に関し、所有者からの申し出により、必要な助言・指導をします
2. 保存樹の保存に関し、所有者に対して報償金として1本当年額3,000円を交付します
3. 保存樹であることを表示する標識を名古屋市が設置します

※(公財)名古屋市みどりの協会を通じて、保存樹の生育不良等に対して、樹木医による診断等を受けられる場合があります。

※(公財)名古屋市みどりの協会には、樹木医の診断に基づく樹勢回復のための土壌改良・施肥等の処置に対し、また、隣接地に張り出した枝葉が隣地に支障を及ぼす場合、張り出した枝の剪定等に対し、事業費の2分の1(上限20万円とする)を助成する制度もあります。

※これらの助成を受けるためには、保存樹の保存及び管理の状況が良好である必要があります。

※詳しくは裏面の問合せ先にお尋ねください。

保存樹指定の流れ

指定を受けたい樹木が、表面「保存樹とは」の条件を満たすかどうかを確認した上で、下記の問合せ先までご連絡ください。

ご連絡をいただいたのち、名古屋市の職員が、該当の樹木が保存樹としてふさわしいかを現地にて審査させていただきます。

保存樹にふさわしい樹木として審査を通過した場合、「保存樹等指定申請書」を提出してください（「保存樹等指定申請書」の様式は審査通過のご連絡とともに名古屋市から送付いたします）。

「保存樹等指定通知書」を送付いたしますので、大切に保管してください。

※所有者の同意を得て、名古屋市が保存樹の指定を行う場合もあります。

※保存樹として指定された場合、保存樹の所有者には「保存樹について、枯損の防止その他その保全に努める義務」が発生します。日常の維持管理は、従前どおり、所有者の方に行っていただきますので、ご留意下さい。なお、「生育不良や樹容が美観上不良と思われる場合」には、指定を解除することがあります。

※保存樹は「滅失・枯死等によりその保全を図ることができなくなったとき」、「公益上の理由その他特別の理由があるとき」に、保存樹の指定を解除します。

指定後に必要な届出等

一年に一度、保存及び管理の状況を報告

毎年 12 月頃、名古屋市から、「保存樹等の保存状況報告書」と「連絡先・報奨金振込口座等の確認」の書類を送付いたします。保存樹の状態や維持管理の状況など、必要事項を記入してご返送ください。保存樹についてのご質問・ご相談などございましたら、所用欄に記入してお送りください。

所有者が変わるときは「保存樹等所有者変更届」を提出

保存樹が滅失・枯死したときは「保存樹等滅失・枯死届」を提出

保存樹の指定を解除したいときは「保存樹等指定解除申請書」を提出

ただし、解除の場合は、事前に下記の問合せ先までご連絡ください。

※いずれも、必要な用紙は下記の問合せ先へご連絡いただければ送付いたします。

※「保存樹等滅失・枯死届」「保存樹等指定解除申請書」が提出された場合、保存樹の指定は解除されます。

問合せ先

名古屋市緑政土木局緑地維持課
(TEL:972-2465、FAX:972-4143)

